○藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則

平成18年12月27日

規則第132号

改正　平成20年10月31日

改正　令和5年4月1日

（目的）

第１条　この規則は、藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年藍住町条例第212号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　条例第２条に規定する行政サービス等の適用範囲は、別表中欄に定める項目とする。

（滞納状況の確認の時期）

第３条　条例第６条第１項に規定する場合の滞納状況の確認の時期は、申請のあったときとする。

２　条例第６条第２項に規定する場合の滞納状況の確認の時期は、行政サービス等の提供を行う決定をするときとする。

（滞納状況の確認についての同意）

第４条　前条に規定する滞納状況の確認は、町税等の納付状況調査同意書（別記様式）の提出により同意を得た上で確認するものとする。

（滞納状況の確認の範囲）

第５条　条例第６条に規定する滞納がないことを確認する対象者とは、別表中欄に定める項目に応じ、それぞれ同表右欄に定める者をいう。

２　前項の規定にかかわらず、資本金が２千万円以上の法人が滞納ないことを確認する対象者となる場合は、当該法人の代表者についてはその対象者に含めない。

（特別な事情）

第６条　条例第９条ただし書に規定する特別な事情とは、次の各号に該当するものをいう。

(1)　天災その他の災害又は盗難により経済的な損失を受け、その程度が著しいもの

(2)　納付義務者又はその者と生計を一にする人物若しくは生計を一にしていると同一視できる人物が病気にかかり若しくは負傷又は死亡したことにより多額の出費を要したもの、又は要することが見込まれるもの

(3)　通信、交通の途絶その他納付義務者の責めに帰することのできない理由（納税通知

書又は督促状等を公示送達した場合を含む。）により納付又は納入することが困難であったと認められるもの

(4)　町長が特に必要であると認めるもの

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年10月31日）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第２条及び第５条関係）

(1)	町有財産の貸付けに関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(2)	町有財産の売払いに関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(3)	指定管理者制度に基づく公の施設の指定管理に関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(4)	指定給水装置工事事業者の指定に関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(5)	下水道排水設備指定工事事業者の指定に関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(6)	町が発注する30万円を超える物品等の購入又は借入れに関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(7)	町が発注する50万円を超える業務の委託に関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(8)	町が発注する130万円を超える工事又は製造の請負に関すること	個人又は法人及び法人の代表者
(9)	その他町長が別に定めるもの	町長が別に定めるもの

別記様式(第4条関係)

町税等の納付状況調査同意書

藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則(平成18年規則第132号)別表で定める行政サービス等を受けるために、藍住町が藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例(平成18年条例第212号)第6条の規程に基づく確認をすることについて同意します。

年　　月　　日

フリガナ

(1)商号又は名称　　印

(2)事業所の住所

フリガナ

(3)代表者の氏名　　印

(4)代表者の住所

記載要領

1　行政サービス等を受ける対象が個人の場合は、(3)(4)に記載してください。
2　(1)には商取引等に使用している印を、(3)には認め印を押してください。
3　行政サービス等を受ける対象が法人の場合で、かつ、藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則第5条第2項に該当する場合は、(3)(4)の記載等は不要です。

この同意及び同意に基づき確認した内容は、藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則別表で定める行政サービス等に関する手続のためだけに使用し、それ以外の目的には使用しません。　藍住町長